

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

平成26年3月25日

神奈川県議会議長 古沢時衛 殿
 神奈川県知事 黒岩祐治 殿

神奈川県監査委員 真島 審 一
 同 高岡 香
 同 長峯 徳 積
 同 竹内 英 明
 同 平本 さとし

第1 監査の種別及び実施箇所数
 定期監査を出先機関11箇所について実施した。

第2 監査実施日
 平成25年12月24日から平成26年3月4日まで

第3 監査の結果
 平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行について監査した次の11箇所のうち、1箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。
 なお、必要に応じて前回監査実施後の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の対象とした。

1 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所（1箇所、2件）
 企業庁

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁 箱根水道営業所 所管区域 箱根町の一部	平成26年3月4日（平成25年12月18日及び同月19日職員調査）	水源の運営、県営水道施設の維持管理、給水装置工事の審査・検査、量水器の点検、水道料金及び公共下水道使用料の徴収等の事務を行っている。	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、空調設備保守点検委託業務の一部が不履行であるにもかかわらず、契約金額全額を支払っていた。

			2 財産管理事務において、行政資産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可したため、使用料1件、7,000円を過大に徴収しているものがあった。
--	--	--	--

2 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所（10箇所）

監査実施箇所名
<p>（総務局） 神奈川県南県税事務所、神奈川県保土ヶ谷県税事務所、神奈川県麻生県税事務所、神奈川県鎌倉県税事務所、神奈川県大和県税事務所</p> <p>（県民局） 神奈川県県北地域児童相談所</p> <p>（教育委員会） 神奈川県教育委員会教育局足柄上教育事務所、神奈川県教育委員会教育局足柄下教育事務所、神奈川県立相模大野高等学校、神奈川県立大原高等学校</p>